平成２２年（フ）第３０５号
北海道苫小牧市字勇払28番地の29
債務者　西舘真由美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５７１号
仙台市青葉区落合１丁目10番１―504号
債務者　桑原　順子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５６号
宮城県亘理郡山元町山寺字大平32番地202
債務者　渡邊　信政
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５９号
宮城県黒川郡富谷町志戸田字野田３番地１
債務者　中井　佳子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６６号
宮城県多賀城市伝上山２丁目12番12号　セジュウル203号
債務者　佐竹　幸雄
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０２号
仙台市宮城野区宮千代１丁目32番地の３　グランデュール宮城野203
債務者　齋藤智恵子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４２号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目１番10号　パレス緑ケ丘103
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９０号
仙台市青葉区北根２丁目４番20号
債務者　荒井　孝雄
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９９号
仙台市若林区荒町24番地　佐藤アパート106
債務者　湊　砂枝子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８００号
仙台市若林区沖野３丁目17番10号
債務者　樋口　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
宮城県大崎市鳴子温泉字関口65番地38
債務者　高橋美和子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘６丁目12番地３　パミドール201、破産手続申立時の住所岐阜県高山市下岡本町2911番地30
債務者　住　　宏子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
岐阜県高山市桐生町１丁目270番地
債務者　向田　　学
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３１９４号
名古屋市中村区藤江町１丁目50番地　メゾンＲ＆Ａ206号
債務者　市村　辰美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３８６号
大阪府門真市大池町21番10―２号
債務者　瀬戸　美鈴
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６４号
大阪府大東市三箇３丁目10番19号
債務者　天野　新二
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５４号
神戸市北区甲栄台１丁目９番１―408号　片山方、申立時の住所大阪市城東区関目３丁目２番17―902号
債務者　風呂井知香
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部